

茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金交付申請書 記入要領

助成金交付申請書を作成する前に、交付要項及び本記入要領をよく読み、助成対象となる団体及び事業について確認してください。

1 団体・グループの概要

- 「代表者名」には、団体・グループの代表者印を押印してください（代表者印が無い場合には、代表者の私印を押印してください）。
- 「事務所・活動拠点の所在地等」には、団体事務所のある住所もしくはグループ活動の拠点となっている施設・家屋等の住所を記入してください（審査結果通知書等の送付先となりますので、郵便物が確実に届くよう記入してください）。「主な活動地域」は、これまで実施してきた活動の範囲となる地域を記入してください。
- 「連絡担当者」は申請内容についての本会からの問い合わせに、日中ご回答いただける方のお名前、電話番号を記入してください。
- 「設立年月日」は、団体・グループの設立した年月日をご記入ください（法人は設立登記年月日を記入してください）。
- 「会員数」は、団体・グループの会員（登録）人数を記入してください。
- 「これまでの活動概要」は、これまで実施してきた主な活動について、活動内容や活動頻度、対象者等について箇条書きで記入してください。

2 申請事業概要

- 「活動事業名」は、具体的な活動内容が分かるよう記入してください。
- 「申請事業」は、助成対象となる5つの事業のうち、1つだけ丸を付けてください。
- 「事業対象」は申請する事業の対象者を具体的に記入してください。
- 「事業実施期間」は、申請する事業を実施する期間・時期を記入してください。なお、助成対象となるのは令和2年4月1日から令和3年3月31日に実施する事業となりますので、その期間内を事業実施期間としてください。
- 「事業内容」は、申請する事業の具体的な内容について分かるように、実施する内容（プログラム）や回数、場所等について簡潔に、箇条書きで記入してください。
- 「事業目標」は、申請事業を実施することでどのような成果があるのか具体的に記入してください。
- 「助成金申請額」は、申請する事業に係る費用のうち、助成を希望する金額を記入してください。

3 事業の特色

- 事業の特色については、助成決定に係る重要な審査項目となります。具体的にご記入ください。
- 「地域性」は、活動地域でどのような課題を見つけたのか、その課題の解決に取り組むことが

なぜ重要なのかを簡潔に記入してください。

- 「新規性」は、見つけた課題に対し取り組む活動に、どのような新規性があるかをご記入ください。
本助成金は、事業の新規性が必須な条件となります。
- 「協働性」は、申請事業を実施するにあたり、地域のどのような人や団体と連携して実施するのかを具体的な名称を挙げて記入してください。
- 「計画性」は、申請事業を継続するために、活動計画や予算確保などに、どのような長期的な見通しがあるかを記入してください。

4 事業実施フロー

- 申請事業の実施にあたり、その準備や振り返りも含めてどのようなスケジュールで行うのかを簡潔に記入してください。

5 必要経費

- 「必要な費用の内訳」は、「項目」に支出の内容を記載し、その「単価」及び「数量」を明記して、項目毎の支出予定額を記入ください。その費用の予算内訳として、「自主財源等」及び「助成金」からの支出予定金額を記入してください。
- 申請事業に必要な費用のうち、2割以上は自主財源等から負担することが助成条件となります。
- 「他の助成金・補助金等について」は、申請する事業に対し、本助成金以外に助成金及び補助金を申請しているかについて丸を記入してください。申請中の助成金及び補助金がある場合にはその名称と決定時期を記入してください。

6 添付書類

- 団体・グループとしての令和2年度の予算書と、令和元年度の決算(見込)書、また会則(定款もしくは規約)を必ず添付してください。また、活動内容が分かるもの(会報・パンフレット等)を併せて同封してください。
- 1点3万円以上の機器又は印刷物購入等を予定する団体は、その機器又は印刷物の価格を確認するため、同一条件で2者分の見積書やカタログ等の資料を添付してください。(見積書はコピーを添付)

7 申請方法

- 申請書は、団体が活動する市町村の社会福祉協議会に提出してください。
- 複数の市町村で活動している団体は、団体所在地の市町村社会福祉協議会に提出してください。

茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金交付申請書

申請書作成日: 令和 2年 5月 1日

団体・グループの概要	団体・グループ名	はんどちゃんもぐもぐ会 (法人格の有無: 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>)			
	代表者名	茨城 太郎 <input type="checkbox"/>			
	事務所・活動拠点の所在地等	〒 310 - 8586 茨城県 ××市 ×× 〇〇-〇			
		TEL	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	FAX	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
		E-mail	×××××@×××××.jp		
		主な活動地域	××市 ××公民館		
	連絡担当者	氏名	茨城 太郎	TEL	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
※申請内容についてのお問い合わせ先となる、常時連絡可能な連絡先をご記入ください。					
設立年月日	平成 26年 4月 1日	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> これまで実施してきた活動内容について、箇条書きで簡潔に記入してください </div>	15人		
これまでの活動概要	・配食サービス(手作りお弁当を地域の高齢者宅へ配達: 月2回) ・施設訪問(デイサービスでのレクリエーション手伝い: 月1回) ・収集活動(古切手や使用済みカードの収集: 随時)				
申請事業概要	申請事業名	高齢者向け簡単料理教室	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;"> 当てはまるものに1つだけ○をつけてください </div>		
	申請事業 (該当する事業に○をつけてください)	(1)「研修助成コース」(ボランティア・市民活動を振興するための学習及び研修事業)			
		(2)「調査助成コース」(ボランティア・市民活動の振興に広く活用できる調査研究事業)			
		(3)「機器助成コース」(ボランティア・市民活動のための機器等の整備事業)			
		○	(4)「モデル助成コース」(ボランティアグループ・市民活動団体による開発的・モデル的事業)		
(5)「啓発助成コース」(ボランティア・市民活動の基盤づくりのための福祉教育及び啓発事業)					
助成金申請額	<u>96,000 円</u>				

申請事業概要	事業対象 (誰に対して)	××地域の高齢者	実施する内容や回数、場所等について具体的に記入してください										
	事業実施期間 (いつ)	令和2年7月～令和3年3月の毎月第3水曜日 10:00～15:00											
	事業内容 (どこで、何を、どのように行うか)	<ul style="list-style-type: none"> ・××市民センターの調理室を借り、地域の高齢者(10名程度)を対象とした料理教室を実施する。 ・××市食生活改善推進連絡協議会のアドバイスを受け、手軽に栄養が摂れるメニューの調理法をまとめる。 ・市内の調理学校の生徒と一緒に調理し食事することで、調理方法を学ぶとともに交流活動を実施する。 ・年に3回程度、××幼稚園の園児を招待する。 											
	事業目標 (期待される効果)	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が自ら栄養バランスのとれた食事を作ることができるようになる。 ・食事をしながらおしゃべりすることで、サロンとしての役割が期待できる。 											
事業の特色	地域性 (地域にはどのような課題があり、それに取り組む事がなぜ重要か)	<ul style="list-style-type: none"> ・普段はお弁当を作り、高齢者宅に配達しているが、その際に普段の食事について話を聞くと、食材が偏り栄養バランス面に不安があったり、単調なメニューが続いたりしている状況があった。高齢化率の高い〇〇地区では、このような高齢者が多いと感じるため、簡単な調理法を学ぶ機会づくりと、調理をとおした交流の場づくりが必要だと感じた。 											
	新規性 (申請活動は、どのような点に新規性があるか)	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の活動メンバーで、これまで配食サービス等を実施してきたが、地域の高齢者向け料理教室の開催は、団体として初めて取り組む活動。 ・料理教室開催にあたり、これまでつながりのなかった食生活改善推進連絡協議会・調理学校・幼稚園と連携し活動を行う。 											
	協働性 (活動を、地域のどのような人・団体と連携して実施するか)	<ul style="list-style-type: none"> ・××市食生活改善推進連絡協議会と連携し、簡単に作ることでできるメニューについてアドバイスをもらう。 ・××幼稚園の園児を招き、高齢者と園児の交流の機会を設ける。 ・高齢者の送迎について、地元の社会福祉法人から協力の話がある。 											
	計画性 (活動計画や予算確保など、申請事業の長期的な見通し)	<ul style="list-style-type: none"> ・初年度は助成金を活用し、事業開始の準備に取り組むと同時に、次年度以降は会費を一人〇〇円にすることで予算の確保につなげる。 											
	事業実施フロー	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2
内容						交付決定予定	毎月第3水曜日 開催						今年度事業終了
							園児招待	園児招待	園児招待				
他の助成金・補助金について (他の補助金・助成金を申請している場合、記入してください)	<ul style="list-style-type: none"> ・名称: ・交付決定時期: 月頃 												
申請事業に係る費用について、他の助成金・補助金を申請している場合は、その内容を記入してください													

収入支出予算書

1 収入額

内 訳	金 額
茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金	96,000円
各団体の自主財源等	24,000円
合 計	120,000円

申請には、助成事業に係る費用のうち2割以上の自主財源等の負担が必要になります

2 支出額

【内訳】

内 訳	単価(円)	数量	金額(円)	金額の内訳(円)	
				助成金	自主財源等
会場賃借料	2,500	9回	22,500	22,500	
食材費	5,000	9回	45,000	35,000	10,000
ガソリン代	2,500	9ヶ月	22,500	22,500	
消耗品費(紙皿・園児へのプレゼント等)			30,000	16,000	14,000
合計支出額(円)			120,000	96,000	24,000

同封書類(以下の書類の添付は必須です)	添付チェック
団体・グループとしての予算書 (R2) ・ 決算(見込)書 (R1)	✓
会則	✓
見積書(3万円以上の機器購入または印刷物等作成時)	✓

同封書類に漏れがないか
チェックしてください

※事務局使用欄	No.			
	受付日	書類確認	連絡	

記入しないでください

『茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金交付要項』
申請事業に係る費用のうち2割以上の自主財源等の負担があることを示す例

●条件を満たしている例

内 訳	単価(円)	数量	金額(円)	金額の内訳(円)	
				助成金	自主財源等
会場賃借料	2,500	9回	22,500	22,500	
食材費	5,000	9回	45,000	35,000	10,000
ガソリン代	2,500	9ヶ月	22,500	22,500	
消耗品費(紙皿・園児へのプレゼント等)			30,000	16,000	14,000
合計支出額(円)			120,000 ①金額合計	96,000	24,000 ②自主財源等合計

$$\text{②自主財源等合計} \div \text{①金額合計} \times 100 = \text{自主財源等負担割合}$$

$$(\quad 24,000 \div 120,000 \times 100) = (20\%)$$

自主財源等負担割合が、2割以上の条件を満たしており申請可能。

●条件を満たしていない例

内 訳	単価(円)	数量	金額(円)	金額の内訳(円)	
				助成金	自主財源等
会場賃借料	2,500	9回	22,500	22,500	
食材費	5,000	9回	45,000	35,000	10,000
ガソリン代	2,500	9ヶ月	22,500	22,500	
消耗品費(紙皿・園児へのプレゼント等)			30,000	20,000	10,000
合計支出額(円)			120,000 ①金額合計	100,000	20,000 ②自主財源等合計

$$\text{②自主財源等合計} \div \text{①金額合計} \times 100 = \text{自主財源等負担割合}$$

$$(\quad 20,000 \div 120,000 \times 100) = (16.6\%)$$

自主財源等負担割合が、2割以上を満たしていないので申請不可。

茨城県ボランティア・市民活動推進事業費助成金Q&A

No.	質問	回答
1	交付要項「2 助成事業及び内容」内の「対象期間」にある「新たに」とはどのようなものか。	本助成金は、団体・グループが新たに取り組む事業への応援を目的としています。「新たに」とは、その団体にとって、過去に実施したことがなく、新たに取り組む事業です。
2	対象期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日とあるが、交付決定前の費用も、助成対象となるのか。	令和2年度に実施する事業を対象とするため、交付決定前の費用であっても、申請事業に必要な経費であれば、助成対象になります。
3	8万円以上となると、高額すぎてボランティアサークルには使いづらい。8万円未満でも申請できないか。	新たに活動を実施するためには、まとまった資金が必要となります。8万円未満は自助努力により対応をお願いします。
4	申請金額から減額し、助成額が決定されることもあるのか。(一部費用のみ助成など)	審査において申請内容(費目、単価や回数、数量の見積りなど)を検討した結果、申請金額から減額し助成額を決定することがあります。
5	手話サークルの会員を対象に、新たに点字の勉強会を開きたい。対象となるか。	グループ会員のみを対象とした勉強会は、当事者活動であり、助成対象になりません。
6	3万円以上の機器等を購入する場合、見積書を必ず取らなければならないのか。	申請された機器等の価格を確認するために、同一条件で価格の比較が行える資料の添付を求めています。比較が行える資料であれば、見積書に限らずカタログ等の資料でも可です。また、見積書はコピーを添付してください。
7	交付決定後、申請時の見積額から差が生じた。何か申請は必要か。	交付決定後、そのような状況が生じた場合は事務局へお問い合わせください。
8	交付決定後、申請した研修会について、予定していた講師を呼ぶことができなくなった。研修内容を変更したいのだが、何か申請は必要か。	内容によっては助成金交付要項「10(2)」に該当することも考えられます。申請内容に変更が生じる場合は、すみやかに事務局へご連絡ください。
9	本助成金で購入した機器について、助成後5年間は助成対象物品の転売及び廃棄ができないとあるが、地震等の自然災害により壊れ、使用不可能となった場合でも、購入から5年以内は廃棄できないということか。	助成後、そのような状況が生じた場合は事務局へお問い合わせください。
10	本助成金で機器を購入した場合、以後5年間、機器の現状を報告する必要があるか。	原則必要ありません。但し、場合により本会から確認の連絡をする場合があります。